

中種子町立中種子中学校いじめ防止基本方針

1 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

そして、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って行う。（文部科学省「いじめの問題に対する施策『いじめの定義』より）

2 いじめ防止基本方針策定の目的

本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第17号）第十三条により、中種子中学校の全ての生徒が、いじめのない安心でき充実した学校生活をおくることができることを目的に「いじめ防止基本方針」を策定した。

3 いじめ防止に向けての基本姿勢

いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。また、いじめはどの子どもにも起こり得るという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全教職員で示す。

4 基本方針



いじめに対する措置

問題を軽視することなく、早期に適切な対応を行うという認識のもと、被害生徒の苦痛緩和を最優先とした対応を行う。

【教職員の取組】

- ・いじめ防止対策委員会を立ち上げ、対応を判断する。
- ・本校生徒指導部作成の『いじめに関する基本的な対応について』をもとに対応を進める。

いじめられた生徒に対して	いじめた生徒に対して
<ul style="list-style-type: none"> ・事実確認とともに、本人の気持ちに共感し、心の安定を図る。 ・「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。 ・必ず解決できる希望がもてることを伝える。 ・自尊心を高めるような言葉かけをする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめた気持ちや状況について十分な聞きとりを行い、背景にも目を向けて指導する。 ・心理的な孤立感、疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導し、いじめが人として絶対に許されない行為であることやいじめられた側の気持ちを理解できるように指導する。

いじめられた生徒の保護者に対して	いじめた生徒の保護者に対して
<ul style="list-style-type: none"> ・発見したその日のうちに家庭訪問を行い、保護者に直接、事実関係を伝える。 ・学校の指導方針を説明し、今後の対応について協議する。 ・保護者の辛い気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。 ・継続して家庭と連携しながら解決に向かって取り組むことを確認する。 ・家庭での生徒の変化に注意してもらい、些細なことでも相談するように伝える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・正確な事実関係を説明し、いじめられた生徒や保護者の辛く悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。 ・「いじめは絶対許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。 ・生徒の変容を図るために、今後の関わり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。



<重大事態の発生>

- ① 生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い（生徒が自殺をほのめかした等）
- ② 年間30日以上以上の期間を欠席することを余儀なくされている疑い
- ③ 生徒や保護者から重大事態に至ったという申し立てがあった場合

◎ 学校を調査主体とした場合

- 1 専門的知識及び経験をもつ第三者を加えたいじめ防止委員会を立ち上げ、情報（事実）収集、記録、共有及び事実確認を行った後、早急に報告する。【報告：学校長→町教育委員会】
- 2 いじめを受けた生徒と保護者に情報を適切に提供する。
 - ・適時、適切な方法で、経過報告をする。
 - ・個人情報に十分配慮する。（※個人情報を楯に説明を怠ってはいけない）
 - ・アンケートを実施する際は、その旨を調査対象の生徒、保護者に必ず説明をしておく。

◎ 町教育委員会が調査主体となる場合

- ・設置者の指示のもと、資料の提出や調査に協力する。

- ・学校長の判断により、場合によっては出席停止や転学等の措置を検討する。
- ・場合によっては、PTA や地域にも協力を依頼する。
- ・いじめや暴力行為等に関して犯罪行為の可能性がある場合は、直ちに警察に通報し、その協力を得る。

【生徒の取組】

- ・当事者だけの問題でないことを認識し、いじめの傍観者から仲裁者への転換を図る。
- ・いじめや暴力は絶対に許さないという思いを繰り返し確認する。
- ・よりよい学級づくりに向けて、一人一人が真剣に考える。
- ・何でも話し合えるような雰囲気づくりをする。
- ・友人の変化をすぐ担任に相談（情報提供）することは正義の行動であると認識する。
- ・マスコミ等でいじめに関する報道がなされた際は、学級でも話し合う機会をもつ。

【保護者の取組】（※教職員の取組 参照）

- ・学校の取組に協力する。（いじめた側・いじめられた側）
- ・学校へ情報提供をする。